

○松山市里島<sup>りとう</sup>定住促進施設条例施行規則

平成27年10月1日

規則第69号

改正 平成29年2月21日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市里島<sup>りとう</sup>定住促進施設条例(平成27年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により松山市里島定住促進施設(以下「施設」という。)の使用の許可を受けようとする者は、松山市里島定住促進施設使用許可申請書(第1号様式)に住民票その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(許可申請の受付等)

第3条 市長は、募集期間を定めて前条の許可申請書を受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により募集期間を定めて許可申請書を受け付けるときは、あらかじめ募集に係る施設の区分及び数、使用料、募集期間、選考方法その他必要な事項を適当な方法により公表するものとする。

3 市長は、前条の許可申請書の提出があったときは、前項の選考方法等によりその内容を審査し、許可の可否を決定するものとする。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条第3項の規定により許可をしたときは、松山市里島定住促進施設使用許可書(第2号様式)を申請者に交付する。

(使用許可の変更等)

第5条 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可された事項を変更しようとするときは、速やかに松山市里島定住促進施設使用変更許可申請書(第3号様式)に前条の使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更を許可したときは、松山市里島定住促進施設使用変更許可書(第4号様式)を申請者に交付する。

3 使用者は、使用期間内に施設の使用を中止しようとするときは、当該中止の日の1月前までに、松山市里島定住促進施設使用中止届(第5号様式)に前条の使用許可書を添

えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第6条 施設の使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、附属設備又は備付け器具の原状を変更しないこと。
- (2) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 危険物を持ち込まないこと。
- (4) 火気の使用には厳重に注意すること。
- (5) 施設を不潔にし、又は騒音を発しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示事項に従うこと。

2 興居島体験滞在型交流施設の使用者は、前項各号に掲げるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 1月に4泊以上かつ8日以上使用すること。
- (2) 使用者と地域住民が交流するための行事に参加すること。

(使用料納付の特例)

第7条 市長は、使用者から申出があったときは、条例第8条第2項ただし書の規定に基づき、使用料を使用開始と同時に1箇月分を前納し、その後1箇月を経過するまでの間に次の1箇月分を前納することを認めることができる。

(使用料の減免)

第8条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、松山市里島定住促進施設使用料減免申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき使用料の減免を決定したときは、松山市里島定住促進施設使用料減免決定書(第7号様式)を申請者に交付する。

(特別の設備の設置等)

第9条 使用者は、特別の設備又は備付け以外の器具を設置し、又は搬入しようとするときは、第2条の申請書に当該設備等の設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定により特別の設備又は備付け以外の器具を設置し、又は搬入しようとするときは、施設の職員の指示を受けなければならない。

3 第1項の規定による特別の設備又は備付け以外の器具の設置又は搬入に必要な費用は、

全て使用者の負担とする。

(施設損傷等の届出)

第10条 使用者は、施設(附属設備、備品等を含む。)を損傷し、又は滅失したときは、松山市里島定住促進施設損傷滅失届(第8号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。使用者の使用場所に入場した者が損傷し、又は滅失したときも同様とする。

(使用後の点検)

第11条 使用者は、条例第12条の規定により使用した施設を原状に復したときは、施設の職員の点検を受けなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

(松山市財務会計規則の一部改正)

2 松山市財務会計規則(昭和39年規則第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成29年2月21日規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

松山市里島定住促進施設使用許可申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

申請者（代表者）

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり使用したいので申請します。なお、使用に際しては、松山市里島定住促進施設条例及び同条例施行規則の定めるところを固く守ります。

使用施設			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
<small>ふりがな</small> 使用者氏名	<small>代表者との 関 係</small>	生年月日	職業等
	本人	年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
使用料の 納付方法	一括納付 ・ 月額納付		
使用目的			
特記事項			

第2号様式（第4条関係）

松山市里島定住促進施設使用許可書

松山市指令第 号  
年 月 日

様

松山市長 印

年 月 日付けで申請のあった松山市里島定住促進施設の使用について、次のとおり許可します。

使用を許可する施設	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
施設使用料	円（ 円× ヶ月）
許可の条件	<p>(1) 使用に際しては、松山市里島定住促進施設条例及び同条例施行規則等を遵守してください。</p> <p>(2) 使用者は、施設を許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはなりません。</p> <p>(3) 前2号に定める事項が守られない場合その他施設の管理上支障があると認めるときは、施設の使用許可を取り消し、又は使用を制限することがあります。</p> <p>(4) 使用許可の取消し等により使用者が被った損害については、市は賠償の責を負いません。</p> <p>(5) 施設（附属設備、備品等を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、市にその損害を賠償していただくことがあります。</p> <p>(6) この使用許可は、更新することができません。ただし、市長が施設の運営上支障がないと認めて再度使用許可をしたときは、この限りではありません。</p>
備考	

第3号様式（第5条関係）

松山市里島定住促進施設使用変更許可申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

申請者（代表者）

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付松山市指令第 号により許可を受けた事項について次のとおり変更したいので申請します。

使用許可を受けた施設	
変更内容	
変更理由	

第4号様式（第5条関係）

松山市里島定住促進施設使用変更許可書

松山市指令第 号  
年 月 日

様

松山市長 印

年 月 日付で申請のあった松山市里島定住促進施設の使用の変更を、次のとおり許可します。

使用を許可した施設	
変更許可の内容	
備考	

第5号様式（第5条関係）

松山市里島定住促進施設使用中止届

年 月 日

（宛先）松山市長

届出者

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付松山市指令第 号で許可を受けた施設の使用を中止したいので、  
次のとおり届け出ます。

使用許可を 受けた施設	
使用終了日	年 月 日
使用中止理由	

第6号様式（第8条関係）

松山市里島定住促進施設使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

申請者（代表者）

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付松山市指令第 号で使用許可を受けた施設の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用許可を受けた施設	
使用期間	
減免申請理由	
減免申請額	

第7号様式（第8条関係）

松山市里島定住促進施設使用料減免決定書

松山市指令第 号  
年 月 日

様

松山市長 印

年 月 日付けで減免申請のあった松山市里島定住促進施設使用料については、  
次のとおり減免します。

使用許可を 受けた施設	
減免する期間	
減免額	

第8号様式（第10条関係）

松山市里島定住促進施設損傷滅失届

年 月 日

(宛先)松山市長

届出者

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり施設を損傷（滅失）しましたので届け出ます。

つきましては、松山市里島定住促進施設条例の規定に基づき賠償します。

使用許可を受けた施設	
損傷（滅失）日	年 月 日
損傷（滅失）場所	
損傷（滅失）物件数量	
損傷（滅失）状況	
損傷（滅失）理由	

第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 4 条関係)

第 3 号様式 (第 5 条関係)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

第 5 号様式 (第 5 条関係)

第 6 号様式 (第 8 条関係)

第 7 号様式 (第 8 条関係)

第 8 号様式 (第 1 0 条関係)